

加盟店情報交換制度運営規則

第1章 総則

第1条 (目的)

加盟店情報交換制度（以下「本制度」という。）は、社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という）が、割賦販売法第35条の20及び第35条の21並びに協会定款第5条第4号の規定に基づき、加盟店情報交換制度に加盟している会員（以下「会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報の登録及び利用を図ることにより、会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、健全な加盟店を育成することによって、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

第2条 (定義)

本規則における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 加盟店情報交換センター（英文名：JCA Data of Merchant Center（略称：JDMセンター））（以下「JDMセンター」という。）とは、協会「事務局運営規則」第15条第7号に基づき、加盟店情報交換制度の運営に関する業務、加盟店の管理に係る施策の実施に関する業務、加盟店情報の登録内容の分析に関する業務、その他JDMセンターに新たに課せられた業務を行うものをいう。
- (2) 会員とは、社団法人日本クレジット協会会員規則第2条第4項に定める正会員社員のうち、本規則第5条による加盟手続きを行った包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者とする。
- (3) 加盟店とは、販売業者及び役務提供事業者であって、包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る加盟店契約を締結している者とする。
- (4) 販売店とは、販売業者及び役務提供事業者であって、包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る加盟店契約を申込しようとしている者、又は同契約を解除（解除と同等の措置を含む。）された者とする。

第3条 (運営)

本制度の運営は、協会のJDMセンターが行うものとする。

2. 本制度の運営に係る事項については、加盟店部会（以下「部会」という。）において協議し、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得るものとする。

第2章 会員

第4条（会員の資格）

本制度に加盟する会員は、以下の事項をすべて満たしていなければならないものとする。

- (1) 本規則第2条第2号に定める事業者であること。
- (2) 本規則第5条の加盟手続きを完了していること。

第5条（加盟手続）

会員になろうとする者は、次の書類をJDMセンターに提出するものとする。

- (1) 加盟店情報交換センター加盟申込書。
 - (2) 加盟店情報交換センター利用に関する誓約書。
 - (3) 加盟店情報交換センター利用窓口登録等一覧表。
 - (4) 販売信用取扱高及び加盟店契約社数調査票。
 - (5) メール受信に係るセキュリティ環境調査票。
2. JDMセンターは、本条第1項各号の書類の提出を受けたときは、提出された書類等の内容に不備がない場合には当該申請者に対し、別に定める加盟通知書を送付するものとする。なお、その結果については、半期毎に部会に報告するものとする。
3. JDMセンターは提出された本条第1項各号の書類の内容に不備があった場合、当該事業者に対して再提出を求めることとする。

第6条（会員資格の喪失等）

会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 協会定款第13条により、協会会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 協会定款第17条により会員の権利の停止若しくは制限をされたときの当該期間。
 - (3) 協会定款第18条により除名処分となったとき。
 - (4) 故意又は重大な過失とみなされる以下の行為を行ったとき。
 - ① 誤情報と知りながらJDMセンターへ登録した場合
 - ② 誤情報と判明しているにもかかわらず、JDMセンター登録情報に対する訂正・削除を行わなかった場合
 - ③ その他部会において故意又は重大な過失があると判断し、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得た場合
 - (5) 本規則第26条により退会したとき。
2. 理事会及び自主規制委員会の決定により、前項に該当した場合（第5号を除く）は、自主規制委員会委員長名により利用資格を喪失した旨を当該会員に別に定める文書により通知するものとする。

第3章 業務

第7条（JDMセンターの業務の範囲）

本規則第2条に定めるJDMセンターの業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 割賦販売法の適用対象取引に係る会員から登録された加盟店情報の蓄積、管理、提供。
- (2) (1)に関する調査、研究。
- (3) 行政機関等からの情報収集。
- (4) 登録及び照会の実効性を確保するための会員への研修。
- (5) JDMセンターの普及並びに消費者への周知啓発。
- (6) その他本規則第1条の目的を達成するために必要な業務。

第8条（登録する情報の範囲）

会員がJDMセンターに登録する情報の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 苦情発生情報
割賦販売法第35条の20に規定される利用者等の保護に欠ける行為に関する情報として、別に定める利用者等の保護に欠ける行為の定義に該当する情報若しくは該当する疑いのある情報について、申出者及び加盟店に対して原因究明を行った後、加盟店に起因する問題があると判断した情報。
 - (2) 苦情原因分類情報
苦情内容の詳細な確認を行い、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報として、別に定める利用者等の保護に欠ける行為の定義に該当することが明確となった情報。
 - (3) 苦情調査情報
割賦販売法施行規則第135条第1号及び第3号に該当した情報。
 - (4) 強制解除情報
割賦販売法施行規則第135条第2号及び第4号に該当した情報。
2. JDMセンターが独自に収集して登録する情報の範囲は、行政が加盟店に対し特定商取引法に基づき指導・処分等を行った情報及び興信所等が提供する情報とする。

第9条（加盟店情報の登録時期）

本規則第8条に定める情報の登録については、遅滞なく登録するものとする。

第10条（加盟店情報の登録期間）

JDMセンターが本規則第8条に定める情報を登録する期間は、別表のとおりとする。

ただし、情報の登録期間について更新するときは、部会で協議の上、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得るものとする。

第11条（情報の提供）

JDMセンターは、加盟店契約時又は途上の審査のために、会員から登録された情報の提供の請求があった場合には、提供をしない正当な理由がある場合を除いて情報の提供を行うものとする。

ただし、JDMセンターは、提供された情報源についてはこれを秘匿するものとする。

る。

第12条（加盟店情報の帰属）

会員が登録した加盟店情報の訂正・削除に関する義務は、当該会員に帰属するものとする。

2. 本規則第6条により会員資格を喪失した会員の登録した情報は、原則として削除するものとする。

第13条（加盟店情報の維持管理）

JDMセンターは、加盟店情報の正確性、最新性を維持するために、定期的に以下の業務を実施するものとする。

- (1) 情報の最新性を維持するための登録期間経過情報の整理等の業務。
- (2) 情報の正確性を維持するための業務。
- (3) その他情報の正確性・最新性を維持するにあたり必要な業務。

第14条（登録情報の開示）

JDMセンターは、JDMセンター登録情報に係る開示を求められたときは、別に定める基準に従い開示に応ずるものとする。

第15条（加盟店情報の漏洩等の防止）

JDMセンターは、JDMセンターが保有する加盟店情報の漏洩、滅失、毀損をしてはならないものとする。

2. JDMセンター職員及び職員等を退職した者は、別に定める規則により秘密保持を図らなければならないものとする。

第16条（安全対策等）

JDMセンターは、安全対策及び緊急時の対応等必要な措置を講じるものとする。

第17条（業務の委託）

JDMセンターは、業務上必要と認められる場合には、業務の一部または全部を、必要措置を講じた上で、第三者に委託することができるものとする。

第4章 会員の遵守事項

第18条（報告義務）

会員は、JDMセンターへ別に定める様式により、毎年度末までに以下の事項を届け出るものとする。

- (1) 加盟店情報交換センター情報交換窓口責任者。
- (2) 加盟店情報交換センター情報交換窓口担当者。

- (3) 加盟店契約社数。
- (4) 販売信用取扱高。
- 2. 前項にかかわらず、前項(1)加盟店情報交換センター情報交換窓口責任者及び(2)加盟店情報交換センター情報交換窓口担当者については、変更が生じた場合、速やかにJDMセンターに変更届を提出するものとする。

第19条（加盟店情報の登録及び照会）

会員は、本規則に基づき、JDMセンターへの照会及び登録を行うこととする。

第20条（加盟店情報の利用と目的外利用の禁止）

会員は、JDMセンターの加盟店情報を以下に定める目的に利用するものとし、それ以外の目的には利用してはならないものとする。

- (1) 加盟店契約の締結を行う際の加盟店入会審査時における参考情報として利用すること。
- (2) 加盟店契約締結後の加盟店審査又は取引継続に係る加盟店審査における参考情報として利用すること。
- 2. 会員は、JDMセンターから提供された情報を利用する場合は、以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 会員は、JDMセンターから提供された情報のみで加盟店審査を行わないこと。
 - (2) 会員は、JDMセンターから提供された情報を唯一の理由として、加盟店入会審査時の契約の拒絶や、加盟店契約締結後の契約の解除等をしてはならないこと。

第21条（会員による開示の誘導）

会員は、加盟店からJDMセンターに登録されている情報に関する開示の申し出を受けた場合は、JDMセンターへ誘導するものとし、JDMセンターから得た加盟店情報を直接開示してはならないものとする。

第22条（秘密保持）

会員は、JDMセンターから提供を受けた加盟店情報を秘密情報として管理し、他に漏洩、滅失してはならないものとする。

- 2. 会員は、会員の従業員等に対し、就業中のほか退職後においてもJDMセンターの利用により知り得た事実について、その内容を第三者に提供しないよう適切な措置を講ずるものとする。

第23条（加盟店情報の維持管理への協力）

会員は、本規則第13条に基づく、JDMセンターが行う加盟店情報の維持管理のために必要となる業務に協力しなければならないものとする。

- 2. 会員は、JDMセンターに登録した加盟店情報がJDMセンターに登録されている

期間は、当該情報に関する記録を書面又は電磁的記録をもって作成し保存するものとする。

第24条（登録情報の訂正・削除）

会員は、登録した加盟店情報について、事実と異なることを確認した場合、JDMセンターに対し、速やかにその内容の訂正又は削除を申し入れなければならないものとする。

2. 会員が加盟店情報の訂正又は削除を行う場合には、別に定める様式により書面で行うものとする。
3. JDMセンターは、登録された加盟店情報が事実と異なることが判明した場合は、当該情報を登録したJDMセンター会員との協議に基づき、速やかに当該情報を訂正又は削除しなければならないものとする。

第25条（共同利用の周知）

会員は、JDMセンターへの情報登録にあたっては、共同利用される情報の範囲、当該情報を共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、会員のホームページ等を通じて加盟店が容易に知り得る状態においておくものとする。

第26条（会員の退会）

会員は、以下の各号のいずれにも該当しないこととなったとき又は任意による退会を希望したときは、別に定める様式により書面をもってJDMセンターに退会の届け出をするものとする。

- (1) 包括信用購入あっせん業者。
- (2) 個別信用購入あっせん業者。
- (3) 立替払取次業者。

第27条（調査への協力）

会員は、本規則第28条第2項により、JDMセンターが適切な指導を行う場合において、協会が別に定める調査に協力しなければならないものとする。

第5章（JDMセンターによる調査等）

第28条（JDMセンターによる調査等の実施）

JDMセンターは、会員による加盟店情報の登録及び照会が、本規則に基づき行われているか否かについて定期的に確認するものとする。

2. JDMセンターは、前項の確認により、会員による加盟店情報の登録及び照会が本規則に違反している疑いがあると判断した場合は、当該会員の登録及び照会状況に係る調査を行い、規則に違反していることが判明した場合には適切な指導を行うものとする。

3. JDMセンターは、前項の指導によっても、当該会員における改善が図られない場合は、自主規制調査部へその旨の連絡を行うものとする。

第29条（罰則等）

協会は、前条による指導によっても改善が図られない場合には、別に定める規則により処分等を行うものとする。

第6章 負担金

第30条（加盟・照会料金）

会員は、JDMセンターの運営に関する費用を別表により負担するものとする。

2. 負担金等の分担方法等については、必要に応じ見直しをすることとし、部会において協議し、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得るものとする。

3. 納付された負担金等は、返還しないものとする。

第7章 監査

第31条（監査の実施）

協会は、JDMセンター業務の運営に関して透明性を確保するため、JDMセンターに対し、外部専門家を活用した監査を年に1回以上実施するものとする。

第8章 会計

第32条（会計の報告）

本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終ることとし、JDMセンターは、当該年度の収支実績について、翌年度の4月末までに部会・企画調整部会・自主規制委員会に報告するものとする。

第9章 雑則

第33条（補則）

本規則の実施に関し必要となる運営細目は、部会で協議の上、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得るものとする。

第34条（本規則の改正）

本規則の改正は、部会で協議の上、企画調整部会及び自主規制委員会の承認を得るものとする。

（附 則）

本規則は、平成21年12月1日から実施する。